

## 定 款

公益財団法人 防長俱楽部

### 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人防長俱楽部と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって支部を必要な地に置くことができる。

### 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、郷土意識を基調とする教育活動を通じ愛国心の根源を培い文化の発展と民族意識の昂揚を図るを以って目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 教育文化発展を目的とする学術講演会等の公演活動
- (2) 機関誌の発行
- (3) 経済的理由により就学困難な者に対する奨学金の貸与
- (4) 教育研究活動に対する助成
- (5) 山口県出身先賢の事蹟を明らかにしその遺徳を顕彰する事業
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

### 第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

- 2 基本財産は、理事会で基本財産とすることを決議した財産とする。
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようと

するとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年10月1日に始まり翌年9月30日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定

し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

(長期借入金)

第10条 この法人が借り入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事現在数の3分の2以上の議決を経なければならない。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第11条 この法人に評議員7名以上15名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
  - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
  - ハ 当該評議員の使用人
- ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
  - ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの
- (2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 理事
- ロ 使用人
- ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者
- ニ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である者
  - ① 国の機関
  - ② 地方公共団体
  - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
  - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共

#### 同利用機関法人

- ⑤ 地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人
- ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第 4 条第 15 号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

#### （評議員の任期）

第 13 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第 11 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

#### （評議員の報酬等）

第 14 条 評議員の報酬は、無報酬とする。

### 第 5 章 評議員会

#### （構成）

第 15 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

#### （権限）

第 16 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

#### （開催）

第 17 条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後 3箇月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 18 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第 19 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 22 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議長)

第 20 条 評議員会の議長は、出席した評議員の互選によるものとする。

(議事録)

第 21 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び選出された議事録署名人 2 名が署名押印しなければならない。

## 第 6 章 役員

(役員の設置)

第 22 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10 名以上 20 名以内
- (2) 監事 2 名以上 3 名以内

- 2 理事のうち 1 名を理事長、3 名以上 5 名以内を常務理事とする。
- 3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

- 第 23 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 理事長、常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

- 第 24 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
  - 3 理事長、常務理事は、毎事業年度に 4箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第 25 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

- 第 26 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
  - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
  - 4 理事又は監事は、第 22 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

- 第 27 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任

することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第 28 条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(責任の免除)

第 29 条 この法人は、役員の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 198 条において準用される第 111 条 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

## 第 7 章 理事会

(構成)

第 30 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 31 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、常務理事の選定及び解職

(招集)

第 32 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、常務理事が理事会を招集する。

(議長)

第 33 条 理事会の議長は、理事長があたる。

(決議)

第 34 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 会員

(種 別)

第36条 この法人の会員は、個人会員と法人会員の2種とする。

2 個人会員は、山口県出身者若しくは山口県に縁故のある個人とする。

3 法人会員は、山口県に本社を有するか又は事業場を有する法人とする。

(入 会)

第37条 会員になろうとする者は、会員2名(内1名は役員とする)の紹介により所定の申込書を以って理事長に提出するものとする。

(会 費)

第38条 会費は年会費と特別賛助会員の2種とする。

2 会員は年会費を、役員及び顧問並びに評議員は年会費の他、特別賛助会費を理事会の定めるところにより、納入するものとする。

3 既納の年会費及び特別賛助会費は、いかなる理由があっても返還しない。

(資格の喪失)

第39条 会員は次の理由によってその資格を喪失する。

(1)退会したとき

(2)死亡し、若しくは失踪宣言をうけ、または法人である会員が解散したとき。

(3)除名されたとき。

(退 会)

第40条 会員が退会しようとするときは、文書を以って理事長に届出を行うものとする。

(除 名)

第41条 会員でこの法人の名誉を毀損する行為があったときは、理事会の決議を以って除名することができる。

2 会員で2年分以上会費を納入しないものは、理事会の決議によって退会したものとみな

すことができる。

(集会所)

第 42 条 会員は別に定める使用規定により隨時集会室を使用することができる。

第 9 章 会員総会

(構 成)

第 43 条 会員総会は、すべての会員を以って構成する。

(招集)

第 44 条 この法人は、理事長の招集により、毎年 2 回会員総会を開く。会員総会は、予めその会議の目的たる事項を示した書類を 5 日以内に発送して招集する。

(議 長)

第 45 条 会員総会の議長は、出席会員の互選で定める。

(報告事項)

第 46 条 会員総会においては、以下の事項について理事長が報告を行うものとする。また、理事会又は評議員会において必要と認めた事項については、意見をもとめることができる。

- (1)事業計画及び収支予算に関する事項
- (2)事業報告及び収支決算に関する事項
- (3)基本財産についての事項
- (4)長期借入金についての事項
- (5)その他、この法人の業務に関する事項で理事会又は評議員会において必要と認めるもの。

(通 知)

第 47 条 総会の議事は、必要と認める事項を機関誌にて会員に通知する。

(議事録)

第 48 条 会員総会は、議事録を作成し、議事録には、議長及び選出された議事録署名人 2 名が署名押印しなければならない。

## 第 10 章 顧問

### (顧問)

第 49 条 この法人に、任意の機関として、数名の顧問を置くことができる。

2 顧問は、次の職務を行う。

- (1) 理事長の相談に応じること
- (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること

3 顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。

4 顧問の報酬は、無償とする。

## 第 11 章 事務局

### (事務局及び職員)

第 50 条 この法人は、事務を処理するため、事務局及び必要な職員を置く。

2 職員は理事長が任免する。ただし、重要な使用人に該当する職員は理事会の承認を得て任免する。

3 職員は有給とする。

## 第 12 章 定款の変更及び解散

### (定款の変更)

第 51 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条及び第 4 条及び第 12 条についても適用する。

### (解散)

第 52 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

### (公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 53 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 54 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

### 第 13 章 公告の方法

(公告の方法)

第 55 条 この法人の公告は電子公告による。

### 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特別民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 6 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事長は八木 重二郎、常務理事は松野 浩二、小林 哲雄、浅野 正之、松本 和江とする。
- 4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

芥川 孝

内田 青虹

久保崎 喜太郎

白鹿 敦己

杉山 敏美

中村 潤一

中本 千晶

林 芳正

花原 勉

原田 朗

藤井 哲男

坊 直樹

溝口 仁志

5 この法人の最初の理事は、次に掲げる者とする。

八木重二郎

松野 浩二

小林 哲雄

浅野 正之

松本 和江

出元 英伸

小野 五枝

川本 紘三

國安 正昭

倉重 英樹

中馬 浩

中邑 健二

夏川 和也

松永 勝人

6 この法人の最初の監事は、次に掲げる者とする。

氏家 光博

矢原 武紀

広瀬 和彦

附則（令和7年4月24日）

- 1 定款第5条第1項、同第2項、同第3項の変更及び別表基本財産（公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産以外のもの）の削除並びに定款第55条（公告の方法）の変更については、評議員会の決議があった日より施行する。